

しゃかいふくしほうじん S かい H  
社会福祉法人 会  
しょうがいしゃしえんしせつ りようけいやくしょ  
障害者支援施設サービス利用契約書

つるたはやと さま い か りようしゃ  
鶴田早亨 様 (以下「利用者」といいます。) と しゃかいふくしほうじん S かい H  
社会福祉法人 会  
い か じぎょうしゃ りようしゃ じぎょうしゃ ていきょう しょうがいしゃじりつしえんほう  
(以下「事業者」といいます。) は、利用者が事業者から提供される障害者自立支援法に  
もと していしょうがいしゃしえんしせつ い か しせつ  
基づく、指定障害者支援施設サービス(以下「施設サービス」といいます)について次のと  
おり契約を締結します。

だい しょう そうそく  
第1章 総則

けいやく もくてき  
(契約の目的)

だい しょう  
第1条 この契約は、障害者自立支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会  
けいざいかつどう さんか そくしん せいかつかいご たいしょうしゃ たい にちちゅうかつどう あ  
経済活動への参加を促進するために、生活介護の対象者に対し、日中活動と合わ  
せて、やかんなど にゅうよく はいせつまた しょくじ かいごなど ていきょう  
夜間等における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、  
じぎょうしゃ こべつしえんけいかく もと りようしゃ たい ひつよう かいご しえんなど  
事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要な介護、支援等のサービスを  
てきせつ おこ さだ  
適切に行なうことを定めます。

しせつ ないよう  
(施設サービスの内容)

- だい しょう じぎょうしゃ こべつしえんけいかく もと じゅうようじこうせつめいしょ さだ ないよう しせつ  
第2条 事業者は、個別支援計画に基づいて「重要事項説明書」に定める内容の施設サ  
ービスを提供します。
- 2 施設サービス提供は、ていきょう せいかつしえんいん いし かんごし えいようしなど じゅうじしゃ  
生活支援員、医師、看護師、栄養士等の従事者があたりま  
す。
  - 3 じぎょうしゃ りようしゃ しょうがいていど おう りようしゃ しせつ ていきょう  
事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に施設サービスを提供します。
  - 4 じぎょうしゃ にちじょうせいかつじょう えんじょ にちちゅうかつどうしえん りようしゃ じりつ  
事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援にあたっては、利用者の自立の  
しえん にちじょうせいかつ じゅうじつ し てきせつ ぎじゅつ おこな  
支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
  - 5 じぎょうしゃ りようしゃ しょくじ かん りようしゃ えいよう しんたいじょうきょうおよ しこう こうりよ  
事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮す  
るとともに適切な時間に食事を提供します。  
しょくじ あさ ひる よる しょく ていきょう  
食事は、朝・昼・夜の3食を提供します。

けいやくきかん  
(契約期間)

だい しょう  
第3条 この契約の期間は、へいせい ねん がつ にち  
平成23年10月1日 からへいせい ねん がつ にち  
平成24年9月30日とし  
ます。きかんまんりょうび かげつまえいない りようしゃ じぎょうしゃ ほんけいやく こうしん  
期間満了日の3ヶ月前以内に、利用者と事業者のいずれからも本契約を更新  
しない旨の申し入れがないときは、ほんけいやく きかんまんりょう ひ ねんかん きかんこうしん  
本契約は期間満了の日から1年間の期間更新を  
されるものとし、いこう きかんまんりょう さい へんこう どうよう  
それ以降の期間満了の際の変更についても同様とします。

## 第2章 事業者の義務

### (個別支援計画)

- 第4条 サービス管理責任者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者、保護者及び代理人等が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。
- 個別支援計画の内容について利用者と保護者及び代理人等に対し説明し、文書により同意を求めます。
  - 個別支援計画作成後、6カ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者と保護者及び代理人等に対し説明をし、文書により同意を求めます。

### (相談および援助)

- 第5条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、保護者及び代理人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

### (健康管理)

- 第6条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

### (入院期間中等の取扱い)

- 第7条 事業者は、利用者が医療機関に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者、保護者及び代理人等の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入所することができるようにします。

### (退所時の援助)

- 第8条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者、保護者及び代理人等の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。
- 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供の終了(解約の場合も含みます)に際し、終了の旨を関係市町村に連絡します。

### （緊急時の援助）

第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または他の医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、施設サービス利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者又は保護者及び代理人等に対し、緊急に連絡します。

### （身体拘束の禁止）

第10条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

### （虐待防止のための措置）

第11条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当職員に責任者が虐待防止啓発のため定期的研修を実施します。

### （守秘義務）

第12条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者またはその家族、保護者及び代理人等の個人情報等を保持する義務を負います。

2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がないのに在職中知り得た利用者又はその家族、保護者及び代理人等に関する個人情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

## 第3章 利用料金

### （利用料金）

第13条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費によるサービスを利用する際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者を支払うものとします。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

2 事業者は、利用者が介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

- 3 事業者は、施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者、保護者及び代理人等に対し、当該施設サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者、保護者及び代理人等の同意を得ます。

#### (利用料金の支払方法等)

第14条 利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌月23日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月26日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

### 第4章 契約の終了

#### (利用者からの契約の終了)

第15条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することにより本契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに本契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく施設サービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

#### (事業者からの契約終了)

第16条 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日以上予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業者へ支払うべき利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて催告したにもかかわらず、その期限までに利用料金の支払いがないとき。
- (2) 利用者が医療機関へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになったとき。

- (3) 利用者が本契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (4) 利用者、保護者及び代理人等が契約締結時に利用者の心身及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実(嘘)行為を行い、その結果として本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (5) 利用者、保護者及び代理人等が、故意または重大な過失により事業者もしくは他利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけた、又は、著しい不信行為を行うことにより、本契約を継続し難い場合。
- (6) 施設での対応困難な医療的ケアが必要となった場合。
- 3 利用者が死亡した時は、直ちに本契約は終了します。この場合、保護者及び代理人等は、事業者に対して、利用者が死亡した月の利用料金として、死亡日までの日割りで計算した額を支払うものとします。

(天災などによる不可抗力)

- 第17条 本契約の有効期間中、地震・洪水等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合、事業者は利用者に対し当該サービスを提供する義務を負わないものとします。
- 2 前項の場合、利用者は、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料を事業者を支払うものとします。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

- 第18条 事業者は、当施設の建物および敷地内において、利用者の身体に負傷等の事故が発生した場合、関係市町村及び保護者及び代理人等に連絡を行います。この場合、事業者は必要な措置を講じます。3項により損害を賠償する義務を負う場合も同様とします。
- 2 事業者は、当施設の建物および敷地内の事故によって、利用者に損害を与えた場合には、次に掲げる場合を除いて、その損害を賠償する義務を負います。
- (1) 他の利用者の故意行為によって損害が生じたとき。
- (2) 他の利用者の不注意によって損害が生じたとき。
- (3) その他事業者の責に帰すべき事由が存在しないとき。
- 3 事業者は、当施設の敷地外において生じた事故によって、利用者に損害が発生した場合、次に掲げる場合を除いて、その損害を賠償する義務を負いません。
- (1) 利用者が事業者の許可を受けて外出し、かつ前項(1)(2)および(3)に該当しないとき。ただし、保護者及び代理人等の同意または承諾等を得て、事業者が許可

したときを除きます。

- (2) 利用者が事業者に届け出た上で外出し、かつ前項(1) (2)及び(3)に該当しないとき。
  - (3) 生じた事故が、事業者が施設の敷地に所有又は占有する設備（例えば自動車等）内において発生した事故であり、かつ前項(1) (2)および(3)に該当しないとき。
- 4 事業者は、以下の場合その賠償する義務を負いません。
- (1) 利用者の心身の状況や、病歴等重要事項について故意に告知しなかったり、あるいは、不実(嘘)の告知を行ったことにより生じた損害
  - (2) サービスの実施とは直接的な関係のない体調の急変、事業者の指示に違反した行為によって生じた損害
- 5 事業者の責任により利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる場合に限り、事業者損害賠償責任を減じる場合があります。

## 第6章 その他

### (情報の保存)

第19条 事業者は利用者に対する障害者支援施設サービスの提供に関する書類等を

整備し、本契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、当施設にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、事業者に請求することにより、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

### (苦情解決)

第20条 利用者、保護者及び代理人等は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情

がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口

に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられた場合は、迅速

かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者、保護者及び代理人等が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

ほうていだいりにん  
(法定代理人)

第21条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。

(2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。  
(家族および身元引受人)

きょうぎじこう  
(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

ほんけいやく せいりつ しょう  
本契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者、保護者、代理人等及び  
じぎょうしゃ きめいおういん うえ かくじ つう しょじ  
事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

へいせい 23 ねん 10 がつ 1 にち  
平成 23 年 10 月 1 日

りようしゃ  
利用者

〒444-1154

じゅうしょ  
住所 子城市

しめい  
氏名 鶴田早亭

本人記入困難の為、代筆致します。

氏名 鶴田好美

ほごしゃ  
保護者

〒446-

りようしゃ だいにんにんなど  
利用者の代理人等

じゅうしょ  
住所 子城市

そくがら  
続柄 本人の母 (法定地位または利用者との関係)

しめい  
氏名 鶴田好美

じぎょうしゃ  
事業者

〒  
あいちけんあんじょうし  
愛知県安城市  
しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人 S 会 H

りじちよう  
理事長 YS